



『第三者行為』と『健康保険』

交通事故など、第三者から受けたケガでも健康保険(国民健康保険、後期高齢者医療)で治療を受けることができます。

1. 第三者行為(交通事故など)の被害にあったら必ず届け出を!



交通事故、他人の飼い犬にかまれた、他人の落下物にあたった、傷害事件に巻き込まれた、購入食品や飲食店などでの食中毒、暴力行為など、第三者行為によって受けたケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

健康保険で治療を受ける場合、健康保険で負担した費用は健康保険が後から加害者に請求しますので、必ず医療保険係の窓口へ届け出てください。

2. 交通事故にあったら(健康保険を使う場合)



- ①まずは落ち着きましょう!
ショックのあまり冷静な判断を失わないように。
- ②相手を確認しましょう!
車のナンバーおよび運転免許証を確認。
- ③必ず警察へ連絡しましょう!
同時に医療保険係の窓口にも届け出を。

3. こんなとき、健康保険は使えません



- 工作中や通勤中の事故(労災保険の対象となります)
- 飲酒運転や無免許運転などの不法行為(給付が制限)
- 示談を済ませてしまったとき(示談の前に必ず医療保険係の窓口にご連絡ください)

『高額療養費』と『限度額適用認定証』の違い

【高額療養費】

医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担額を超えた分が支給されることを「高額療養費」といいます。支払った後に医療保険係の窓口で申請・支給になります。

【限度額適用認定証】

あらかじめ医療保険係の窓口で申請をし、限度額適用認定証を発行、医療機関の窓口で提示し、限度額の支払いをいいます。

なお、限度額は保険適用の医療費が該当し、病衣、食事代は別に請求されます。

【申請できる方】

届け出は世帯主の方が行ないます。
※できない場合は代理人も可

申請に必要なもの

- 世帯主の方の身分証明になるもの(写真付きのもの1点または写真なしのもの2点)
- 申請される方の
 - ▶ 身分証明になるもの(写真付きのもの1点または写真なしのもの2点)
 - ▶ マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

※代理人が行なう場合、代理人の方の身分証明になるもの(写真付きのもの1点または写真なしのもの2点)が必要です。

問合せ
医療保険係 ☎32-2214

後期高齢者医療制度 窓口負担割合の見直しに伴う保険証(被保険者証)の一斉更新

■保険証が新しくなります(黄色→橙色)

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限は9月30日までで、10月以降は使用できません。

9月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。

- 新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、市民生活課医療保険係までお申し出ください。

※減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)は引き続きご使用いただけます。

新しい保険証は橙色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 9月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号 ※7桁に被保険者の名称及び印	39011000
北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)	

■一定以上所得がある後期高齢者医療被保険者の窓口負担割合が変わります

10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。



窓口負担割合が2割となる方

※下記すべてに該当する方

- 住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- 年金収入+その他の合計所得金額が、被保険者1名のみ
…合計所得200万円以上
被保険者2名以上の世帯
…合計所得320万円以上

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫など

の世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しです。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。